

第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画等の変更について

自然保護課

これまで、被害防止体制の整備や県民に対する注意喚起、人身被害への対応、狩猟者の育成・確保、クマの出没抑制、農作物の被害防止等に取り組んできたが、目撃件数が昨年度を上回り、集落周辺等においても出没していることから、被害防止対策を強化するため、第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画及び秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ）の変更を行う。

1 主な変更内容

(1) ツキノワグマ推定生息区域の拡大

市街地等周辺での目撃情報が急増したこと等に伴い、クマの推定生息区域を見直し、現在の658メッシュ（592千ha、全領域の47%）から939メッシュ（845千ha、全領域の67%）に拡大する。

(2) ゾーニング管理の追加

クマの出没が多い地域等において、クマの生息域と県民の生活圏をゾーンで区分し、ゾーン毎に県や市町村、住民等が役割分担しながら管理する仕組みを追加する。

導入にあたっては、管理の基本となる指針を示すほか、市町村のゾーニング管理実施計画の策定支援を行う。

(3) 有害捕獲許可権限の市町村への移譲

有害捕獲を迅速に実施し、県民の安全・安心を確保するため、市町村に有害捕獲許可権限を移譲している鳥獣にクマを追加する。

2 変更スケジュール

平成29年12月 関係地方公共団体及び自然保護団体等からの意見聴取
平成30年 1月 県野生鳥獣保護管理対策検討委員会からの意見聴取
平成30年 2月 県議会への計画案の説明
平成30年 3月 県環境審議会への諮問

【参考】ツキノワグマの目撃件数等について

(単位：件、頭、人)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29 (11月30日現在)
目撃件数	282	387	328	869	1,289
捕獲頭数	148	259	106	476	※ 769
被害者数	5	10	8	19	20
うち死亡	0	0	0	4	1
被害発生地	山3・里2	山6・里4	山2・里6	山9・里10	山10・里10

※ H29年度の捕獲頭数は11月15日現在の数値